

## 可児市都市計画審議会議事録

1. 開会日 平成 27 年 10 月 30 日 (金) 開会時間：午後 2 時 00 分  
閉会時間：午後 4 時 00 分
2. 開会場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 出席委員 都市計画審議会会長 和 泉 潤  
都市計画審議会会長職務代理者 伊 藤 栄 一  
都市計画審議会委員 林 則 夫  
勝 野 正 規  
渡 辺 仁 美  
田 原 理 香  
和 田 義 則  
伊 藤 峰 由  
奥 村 信 隆  
加 藤 幸 治  
可 児 征 子  
長 谷 川 彰  
森 夕 貴  
山 本 学
5. 事務局 建設部長 村 瀬 良 造  
都市計画課長 田 上 元 一  
都市計画課 溝 口 英 人  
// 杉 山 尚 示  
// 金 沢 貴  
// 稲 垣 好 二  
// 平 井 祐 介
6. 会長選挙
7. 会長職務代理者指名
8. 議事 協議第 2 号 可児市都市計画審議会の役割と組織について  
協議第 3 号 可児市の都市計画の概要について  
協議第 4 号 可児市都市計画マスタープランについて

9. 会議内容	以下のとおり
都市計画課長 田上	開会を宣言し、あいさつまで、司会を行った。
副市長	委嘱状交付を行った。
都市計画課長 田上	議事録の作成について、各委員の名前を明記することを諮った。
	全員異議なし。
都市計画課長 田上	都市計画審議会条例第5条第1項に基づき、会長選挙について諮った。
林委員	和泉潤氏を推薦した。
都市計画課長 田上	会長選出について、和泉潤氏が就任することについて諮った。
	全員異議なし。
和泉委員（以下、会長）	都市計画審議会条例第5条第3項に基づき、伊藤委員を会長職務代理者に指名した。
都市計画課 杉山	議事録署名について、答申事項がある場合のみ2名ずつ指名することとなっているが、今回は答申事項がないため、署名人の指名は行わない。
会長	議事に従い、事務局に協議第2号の説明を求めた。
都市計画課長 田上	都市計画審議会の役割と組織について、資料に基づき説明を行った。
質 疑 応 答	
会長	質問等はあるか。
	ないようであれば、続いて、事務局から協議第3号の説明を願いたい。

都市計画課 溝口	可児市の都市計画の概要について、説明を行った。
質 疑 応 答	
会長	質問等あれば発言願いたい。
勝野委員	<p>県が区域区分を定めるように求めて、市が線引きをしないで、代わりに用途地域等を定めたということだと思うが、その経緯と線引きしないメリットを伺いたい。</p>
都市計画課長 田上	<p>可児市は、都市計画法によるまちづくりを進めるということで、昭和43年に全域都市計画区域の指定を行った。線引きについては、国の指針として、10万人を目途に線引きを考えてはどうかということだった。そこで、平成7年に可児市と多治見市が人口10万人近くになってきたということで、県や国より指定の指導があった。しかし、当時可児市は中心に市街地があり、その周辺に住宅地があるということで、線引きする要件のハードルが高いこと、また、人口を呼び込んで発展させていくために、調整区域になると建築できなくなるというリスクを負うこと等により、線引きをしなかった。その代わりに、地域地区や用途地域、地区計画、まちづくり条例等で土地利用を誘導していくこととなった。その弊害として、無秩序に市街化が進んだということもあるが、メリットとしては人口が増え、市街化が進展した。また、現状として線引きすることは考えていない。</p>
会長	<p>昭和43年に都市計画法が新法に変わり、大都市のスプロール化が問題となっていたことから、線引きをすることにより計画的に市街化を進めていくことができるようになった。また、農地等は10年間を目途に、保全していくことになった。しかし、10年毎に見直しをすることとなっているが、なかなか進んでいない。今後、人口減少が進んでいくなかで、市街化をどう考えていくかは、線引きだけでは対処できなくなっている。</p>
加藤委員	緑の基本計画の概要版はあるか。
都市計画課 溝口	後日、情報提供する。

林委員	<p>人口ビジョンについて、当面、可児市10万人、岐阜県200万人、日本1億人を基準としてやっていくべきではないか。年齢別の人口構成も問題となっており、現在、可児市の人口の4分の1が65歳以上となっている。また、将来人口の推移のグラフのように理想的に推移していくのは難しいだろう。そのために、まずは女性が子供を産んでいただける環境作りが重要だ。</p>
会長	<p>定住人口だけでは難しいため、交流人口も含めて、10万人をキープしていくことを考えていったら良い。</p>
可児委員	<p>調整区域になるというのは、反対が多くあるだろうと推測される。線引きしないで、まちづくり条例で逃げていくのか。</p>
都市計画課長 田上	<p>昭和40年から50年当時の都市計画法は、線引きをやりなさいという形であったが、現在は選択制になってきている。今は、線引きだけで全ての都市計画が満たされる時代ではなくなってきている。事務局としては、線引きしないことの逃げとして、まちづくり条例があるとは考えていない。これからも、皆さんが一番良いと思う選択肢を考えていただければと思う。</p>
伊藤（栄一）委員	<p>市街化区域と市街化調整区域という0か1かということではなく、もう少し自由度高く、地域毎にまちづくりを考えていく基盤を作っていくことは大事である。そのための、非線引きという選択は正しいと感じる。ただ、地域が自発的にまちづくりを考えていくことを、育てるというのはまだ不十分で、まちづくり条例がそれを補完できる制度かというのは不安が残る。</p>
長谷川委員	<p>提案制度というのは、地域のまちづくりを市民目線で作っていくものだと思う。未来に繋がるまちづくりをするためにも、市民にも理解しやすいように、行政として提案してほしい。</p>
田原委員	<p>それぞれの地域に住む人々がどういうまちを作っていくかという、地域計画を作ってはどうかという話をよくするが、なかなか地域計画にまで至らない。その理由として、知恵や計画を出し合う機会がほとんどない。まちづくり協議会もあるが、全然増えていかないし、ほとんど機能していない。そこで、都市計画の提案制度を考えたときに、それぞれの地域が地域計画</p>

<p>会長</p>	<p>を提案できるような仕組みがあれば良いと思う。</p> <p>都市計画法による提案制度というのは、最近作られたもので、今までの住民参加は、説明会や公聴会、意見書の提出くらいだったが、提案制度を使うことにより、自分達のまちを自分達でどう考えるかといった意見を出すことができるようになった。是非、提案制度を使って議論してほしいが、地域の責任が大きく伴うということを押さえておいてほしい。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>提案制度は、今後に期待できる素晴らしい制度だと思う。ただ、地域の様々な意見をまとめるのは大変である。そこで、各方面で活躍される委員の方々がお持ちであるまちづくりの構想やビジョンを今後一人ひとりお伺いしたい。</p>
<p>会長</p>	<p>線引きをしていないが、用途地域を指定しているのは何故か、事務局から説明願いたい。</p>
<p>都市計画課長 田上</p>	<p>土地利用計画の中に用途地域がある。駅前や市役所周辺はより高度な利用をするということで、商業系の土地利用を誘導する用途地域が定められている。また、西可児や桜ヶ丘等の住宅団地は、良好な住宅団地を形成していくために、第1種低層住居専用地域等の住居系の土地利用を誘導している。一方で、線引きをしているところの調整区域に当たる白地は、通常調整区域だと建物の建築は出来ないが、一定の条件が揃えば建物の建築はできるようになっている。このように用途地域を定めることで、土地利用を誘導している。それをさらに補完していくために、住宅団地においては地区計画という制度を設けている。</p>
<p>会長</p>	<p>用途地域は、土地利用の将来のイメージを実現するための施策の1つである。住宅、商業、工業の大きく3つの使い方に分かれており、それぞれが細分化されている。それ以外は、農地等の自然系の使い方になっている。用途地域がきちんと指定されていれば都市として良い土地利用ができるが、用途地域が大雑把になると様々な使い方が出てきてしまう。特に、準工業地域は住宅、商業、工業の3つの用途が自由に建築できるものとなっており、現在、準工業地域では工場などの跡地利用の際に、同一エリアに大きいマンションや商業施設、カラオケボックスなどが新たに建設されてしまう状況がでてきている。したがっ</p>

<p>勝野委員</p>	<p>て、土地の使い方を考える上で、用途地域をどのように考えていくことは重要である。</p> <p>帷子地区は、昭和40年代後半から50年代に建てられた大型団地がいくつかあり、その団地毎に小さなスーパーがあったが、撤退していった。そのため、日常の買い物が不便で、コンビニがあれば良いとよく聞くが、今の用途地域ではコンビニが建築できないのか。</p>
<p>都市計画課長 田上</p>	<p>住宅団地の第一種低層住居専用地域では、コンビニは建ちません。高齢者が増えてきたという現状を踏まえた上で、用途地域やマスタープランでの土地利用の考え方を整理していく必要があると思う。国交省でもコンパクトシティということで、歩いて過ごせるまちづくりを推進していくという流れがある。そういった意味では、委員の提案はこれから考慮していかなければならない大事なポイントである。</p>
<p>伊藤（峰由）委員</p>	<p>用途地域の変更は大変か。</p>
<p>都市計画課長 田上</p>	<p>用途地域の変更、または新たに用途地域の指定をする作業は、大変である。可児市として、用途地域を定めるのに定量的な基準があり、住居、工業、商業地域の数値を調整するのが難しい。だが、住民の意向をどのようにマスタープランに盛り込んでいくかは、大きな課題である。</p>
<p>会長</p>	<p>続いて、協議第4号 可児市都市計画マスタープランについて、事務局に説明を求めた。</p>
<p>都市計画課 溝口</p>	<p>可児市都市計画マスタープランの位置付けについて、説明を行った。</p>
<p>都市計画課 金沢</p>	<p>可児市都市計画マスタープランの策定について、説明を行った。</p>
<p>質 疑 応 答</p>	
<p>会長</p>	<p>事務局の説明事項に対して、質問や意見があれば発言願いたい。</p>

加藤委員	<p>人口10万人をキープしていくということだが、人口が9万人になると財政が厳しくなってくる。可児市の当面の課題は、40年程経過した団地の建物の老朽化や空き家を将来どうしていくかである。総合計画やマスタープランを考えていく上で、地域によって人口密度が変わっていくというのが多く出てくるのではないか。また、名城大学の移転も含めて、可児市全体の人口及び地域性の人口密度が変わってくるというのを考えていかなければならない。そこで、若者をどうやって入れていくかはこの市町村でも困っていて、企業立地や定住というのを総合計画の中で検討し、マスタープランに落とし込んでいかないと、かなり地域性のバラつきが出てくるのではないか。</p>
都市計画課長 田上	<p>人口は増やしていきたいが、団地は空き家が増えていく。そこで、どうバランスをとるかは第四次総合計画や総合戦略、マスタープランの共通の問題である。</p>
田原委員	<p>今後のスケジュールについて、来年度に地域別構想があるが、地域の皆さんは今までこのような計画があることや、こういうまちを考えられるのかということを知らないと思う。総合戦略や人口ビジョンと合わせたところで、都市計画を盛り込んでいくということだが、地域への落とし込みの時間が足りない。ただこの地域別構想を説明して進めるのではなく、総合戦略を地域に落とし込んで、どういうまちを目指すかを考えてもらわなければならない。そう考えると、このスケジュールではとても間に合わないと思う。</p>
会長	<p>フィードバックをどこまで考えるかということで、工夫が必要だと思う。また、現在のマスタープランの評価をしないと次に活かさないのではないか。特に、地域別構想は地元の方に大きく関わってくるため、地元の方を踏まえて一緒に評価をして、次に結び付けていけば、説明会の回数が少なくても意見が反映出来ると思う。</p>
山本委員	<p>この都市計画マスタープランは、市民に向けたものがメインになっているが、今後外部から流入してくる人達に、いかに良いまちなのかを上手くアピールする施策を盛り込む方が、発展するのではと思う。例えば、まちづくりで駅を整備しようとしたときに、外から来た人に対する動線が上手くできていない。</p>

<p>和田委員</p>	<p>動線がないのに、まちづくりが出来るのかと疑問がある。行政がやるべきことは、規制を作るべきではないということだ。今までは行政は規制をかけてきたが、これからは規制を外すような施策を考えていてもらいたい。規制を外すことで、そこに民間が入ってくるのではないか。もう1つは、工業団地に大きな工場を誘致するというのは、これからの時代にはナンセンスではないかと思っている。外から呼んでくるという発想ではなく、内から産業が興り、外に発信するような施策をうつことが、新しいまちづくりに繋がるのではないか。</p> <p>安全・安心について、10万人を超えたら区域区分を設定するという話は以前からあって、選択制度になったが、10万人くらいの人口になると、あらゆる危険が増してくる。白地が開発されると、河川のピーク流量である流出係数が上がり、河川の危険度が増してくる。土砂災害についても同じことが言える。優良農地の開発は、非常に顕著になってきているが、過度の開発はかえって危険である。都市計画だけでなく、農政部局との連携、調和を図ってほしい。また、河川の場合、ハザードマップで浸水箇所が想定できるし、土砂災害の場合、土砂災害警戒区域で危険な場所は想定できるので、計画的に将来を見越したまちづくりを考えていてほしい。</p>
<p>会長</p>	<p>都市計画法第二条に、農林漁業との健全な調和を図ることとあるため、都市計画だけで進めていってはいけないので、大変重要な意見だと思う。</p>
<p>林委員</p>	<p>マスタープランを具現化していく上で、まずは足元の課題から解決していかなければならないと思う。例えば、屋外広告物について、有害な広告物は撤去しなければならない。</p>
<p>会長</p>	<p>景観計画・景観条例と都市計画がいかに密接にリンクさせていくか、という課題が残る。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、時間の関係もあり、協議は終了とする。質問や意見があるようであれば、事務局へ届けるということによろしいか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>結構です。</p>

<table border="1"><tr><td>そ の 他</td></tr></table>		そ の 他
そ の 他		
都市計画課 杉山	事務局より事務連絡を行った。	
建設部長 村瀬	閉会を宣言した。	